

令和2年7月22日
在ウクライナ日本国大使館

新型コロナウイルス検疫措置期間中の領事業務実施要領について
(お知らせ)

平素より当館業務にご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス拡大抑制のため、在ウクライナ日本国大使館の領事業務実施要領を下記のとおり変更しています。下記の期間中も、日本人の皆様への業務は引き続き最優先で対応いたします。また、現在当館では、入館時に全員の検温及び症状チェックを行っており、高熱や風邪症状が確認されれば、ご退館頂く場合もございます。

もしも緊急な用件がある場合、又は、ご質問・ご相談がある場合は、当館までご連絡ください。皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 期間

ウクライナ政府による新型コロナウイルス検疫措置実施期間中

2 領事業務要領

(1) 日本人の方向け

ア 邦人保護(犯罪被害や事故に遭われた方、新型コロナウイルスに感染した疑いのある方等)の場合は、速やかに当館に電話の上、当館からの案内に従ってください。

イ 各種証明・旅券の申請、出生・婚姻の届出業務等の領事業務は通常どおり実施していますが、他人との無用な接触を避けるため、可能であれば来館前に当館までご連絡ください。

ウ 新型コロナウイルス感染症やその他の質問・相談については、まずは電話もしくはメールでお問い合わせください。

(2) 日本人以外の方

ア 現在、日本政府は日本への入国制限措置を行っています。

(参考) [新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について](#)

イ 査証申請の際は、当館まで連絡し、事前に予約をしてください。

ウ その他の業務は、緊急の場合の除き、本措置終了日以降にご来館ください。

【連絡先】

電話:044-490-5500(代表)

044-490-5501(領事部直通)9:00~18:00(休館日を除く)

e-mail:toiawase@kv.mofa.go.jp